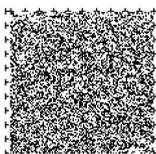
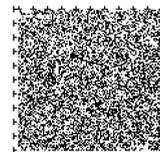


## 参考資料

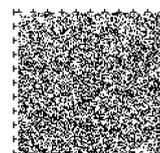
### 障がい者等関係団体一覧

団 体 名	代表者氏名	住 所	連 絡 先
一般社団法人函館市身体 障害者福祉団体連合会	佐藤 秀臣	障がい者等関係団体の 住所および連絡先につきましては、 障がい保健福祉課へお問い合わせください。  TEL 0138-21-3263 FAX 0138-27-2770	
函館肢体障害者福祉協会	田邊 明子		
一般社団法人函館視覚 障害者福祉協議会	島 信一郎		
函館聴覚障がい者協会	石井 昌子		
函館肢体不自由児者 父 母 の 会	山谷 英樹		
函館中途失聴者・ 難聴者協会	吉田 次寿		
函館市恵山地区 身体障害者福祉協会	石山 嘉久		
函館市南茅部地区 身体障害者福祉協会	大槌 ハル工		
喉頭摘出者福祉団体 道南銀鈴会	代行 村上 雄司		
北海道難病連 函館支部	佐藤 秀臣		
函館地方腎友会	三上 茂		





団 体 名	代表者氏名	住 所	連 絡 先
N P O 法 人 函 館 手 を つ な ぐ 親 の 会	相馬 ミエ子	障がい者等関係団体の 住所および連絡先につきましては、 障がい保健福祉課へお問い合わせください。  TEL 0138-21-3263 FAX 0138-27-2770	
北 海 道 小 鳩 会 函 館 分 会	櫻井 久代		
北 海 道 自 閉 症 協 会 会 道 南 分 会	平清水 美奈		
函 館 つ く し ん ぼ の 会	小祝 良介		
日 本 て ん か ん 協 会 会 道 南 分 会	西本 愛		
函 館 障 が い 者 地 域 生 活 支 援 事 業 者 連 絡 協 議 会	佐藤 雅代		
障 害 児 ・ 者 を 守 る 函 館 地 区 連 絡 協 議 会	野澤 朝子		
函 館 お も ち ゃ ラ イ ブ ラ リ ー	芦野 啓子		
N P O 法 人 脳 外 傷 友 の 会 コ ロ ポ ッ ク ル 道 南 支 部	村上 峯子		
函 館 地 方 精 神 保 健 協 会	三上 昭廣		
函 館 精 神 障 害 者 家 族 会 愛 泉 会	納谷 ヒロ子		
函 館 地 区 こ と ば を 育 て る 親 の 会	福田 尚子		



身体障害者障害程度等級表（太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障害	肢 体	
		聴覚障害	平衡機能障害		上	肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの					1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）				1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの
						3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゅく機能の喪失		1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50%以下のもの				1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
						1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害			1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの				1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級						1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられていない。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては、坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。					

参考資料

不 自 由				内 部 障 害			
下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能				
1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	(心臓・じん臓・呼吸器・小腸)の何れかの機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	(心臓・じん臓・呼吸器・小腸)の何れかの機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	(心臓・じん臓・呼吸器・小腸)の何れかの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの				
1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの				
1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの				

るものは、該当等級とする。

したものをいう。

## 障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい社会に

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、障がいがあってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

対象となる障がい者は、障害者手帳のあるなしではなく、障がいのある人すべてが対象になります。

### ◆障害者差別解消法（平成25年6月26日公布 平成28年4月1日施行）

この法律では障がいを理由とする差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁（※1）を取り除くための合理的な配慮（※2）をすること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことを定めています。

また、この法律に基づいて国と自治体には差別解消の取り組みが義務づけられるとともに、差別の解消を支援するための取り組みも行っています。

そして、令和6年4月1日施行の改正法により、差別解消の取り組みは民間事業者にも、義務づけられました。

差別的な取扱いのことで困ったときは下記までご相談ください。

障がい保健福祉課（☎21-3263 FAX27-2770）

亀田福祉課（☎45-5482 FAX45-5486）

#### ※1 社会的障壁とは

障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念一切のものをいう。

#### ※2 合理的配慮とは

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した必要かつ適当な変更および調整をいう。

（参考：障害者の権利に関する条約第2条）

